

令和8年3月31日

県内高齢者施設・介護サービス事業所 管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部介護サービス担当課長
(公 印 省 略)

「令和7年度介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業」の
申請手続き等について（通知）

本県の高齢福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年12月16日に成立した国補正予算で「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」及び「介護施設等に対するサービス支援事業」が措置されたことを踏まえて、本県では「介護事業所等における物品、備品等の購入等に必要な経費」及び「介護施設等における食料品等の購入などに必要な経費」に対する補助を行います。申請の方法等は、次のとおりですので御案内します。

(1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業、(2) 介護施設等に対するサービス支援事業の2つの補助制度を設けています。それぞれ、補助対象経費、補助対象事業者が異なる点にご留意ください。(1)、(2)両方の補助を受けられる事業者もあります。

1 補助の対象経費

(1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

ア 介護サービスを円滑に継続するための対応

介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助する事業（令和7年12月16日以降に購入したもの）。ただし、一つ当たりの取得費用が30万円（税抜き）以上の財産処分制限の対象となる備品等の購入費を除く。

〈対象経費（例）〉

補助対象事業者	補助対象経費
訪問系サービス事業所、 通所系サービス事業所	(ア) 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 (イ) ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費等
入所施設、通所系サービス事業所、 居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所	(ウ) 燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 (エ) 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等

イ 災害備蓄等への対応

介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助する事業（令和7年12月16日以降に購入したもの）。ただし、取得費用が30万円（税抜き）以上の財産処分制限の対象となる備品等の購入費は除く。

<対象経費（例）>

補助対象事業者	補助対象経費
訪問系サービス事業所、 通所系サービス事業所、 入所施設、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所	(ア) 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 (イ) ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 (ウ) 衛生用品、医療用品等の購入等経費 (エ) 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 (オ) その他災害への備えとして必要と認められる経費

ア、イともに介護サービスを継続するために必要な経費を広く含みます。各事業所が介護サービスの継続に必要と判断した経費は、基本的にすべて補助対象経費に含まれます。ただし、次の2点にはご注意ください。

- ① 令和7年12月16日以降、申請日時時点で支払済の経費が補助対象です。
- ② 一つ当たりの取得費用が30万円（税抜き）以上の備品等の購入費は、補助対象経費に含まれません。

(2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業

介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品の購入費等に対する支援（令和7年12月16日以降に購入したもの）

（注1）食事の準備を委託している場合は、その経費を含む。

（注2）食事提供に係る施設職員の賃金は含まない。

2 補助対象事業者及び補助金額

補助対象事業を実施できる者、補助対象事業者は、次の表に掲げる介護サービス事業所・介護施設等のうち、①神奈川県内に所在するもの、②申請日時時点で神奈川県又は所管市町村等の指定等を受け、現に運営しているものです。

(1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

補助対象事業者		補助上限額
訪問介護事業所	集合住宅併設型(同一建物減算算定事業所)	200千円/事業所
	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下	300千円/事業所
	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400千円/事業所
	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500千円/事業所
訪問入浴介護事業所		200千円/事業所
訪問看護事業所		200千円/事業所
訪問リハビリテーション事業所		200千円/事業所

通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200千円/事業所
	1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300千円/事業所
	1月あたり延べ利用者数601人以上	400千円/事業所
通所リハビリテーション事業所		200千円/事業所
特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)		200千円/事業所
福祉用具貸与事業所		200千円/事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200千円/事業所
夜間対応型訪問介護事業所		200千円/事業所
地域密着型通所介護事業所		200千円/事業所
認知症対応型通所介護事業所		200千円/事業所
小規模多機能型居宅介護事業所		200千円/事業所
認知症対応型共同生活介護事業所		200千円/事業所
地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)		200千円/事業所
看護小規模多機能型居宅介護事業所		200千円/事業所
居宅介護支援事業所		200千円/事業所
障害福祉サービス事業所(共生型介護保険サービスの指定を受けているもの)		200千円/事業所
介護老人福祉施設		6千円/定員
介護老人保健施設		6千円/定員
介護医療院		6千円/定員
地域密着型介護老人福祉施設		6千円/定員
短期入所生活介護事業所		6千円/定員
養護老人ホーム		6千円/定員
軽費老人ホーム		6千円/定員

(2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業

補助対象事業者	補助上限額
介護老人福祉施設	18千円/定員
介護老人保健施設	
介護医療院	
地域密着型介護老人福祉施設	
短期入所生活介護事業所	
養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	

(1)、(2)ともに、特段の事情がない限りは、補助上限額どおりで申請してください。補助上限で申請を行わない場合には、問合せ先に事前にその旨ご連絡ください。

(1)、(2)ともに、定員数は令和7年4月1日時点です。ただし、令和7年4月2日以降に開設した事業所、施設については、申請日時点の定員数です。

4 申請受付期間

令和8年3月31日(火)から令和8年4月17日(金)まで (厳守)

補助金の交付時期は、令和8年5月～6月以降を予定しています。予算の範囲内で補助を行いますので、申請の状況によっては、実際の補助額が補助上限額から一律に引き下げられる可能性があります。補助金交付は、先着順ではありません。

5 申請方法

補助金申請システム「J グランツ」によるオンライン申請

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDYA5MAP?wfid=a0XJ2000006k4wjMAA>

- ・対象事業所、施設を複数有する場合は、**設置・運営法人で一括して申請**してください。
- ・同一建物内で複数の介護サービスを提供している場合には、各サービス分を申請できますので、**設置・運営法人で一括して申請**してください。
- ・J グランツの操作方法等については、次のマニュアルを参照してください。

操作マニュアル_事業者サイト用

(https://fs2-dev.jgrants-portal.go.jp/操作マニュアル_事業者サイト用.pdf (別ウィンドウで開きます))

- ・J グランツを利用するにはG ビズ ID (法人共通認証基盤) が必要となります。
- ・G ビズ ID の取得方法については、次のガイドを参照してください。
G ビズ ID_ご利用ガイド (<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html> (別ウィンドウで開きます))
- ・交付申請にはG ビズ ID プライムまたはG ビズ ID メンバーのアカウントが必要です。
- ・J グランツの操作についてご不明な点は、J グランツホームページの「よくある質問」(<https://www.jgrants-portal.go.jp/faq> (別ウィンドウで開きます)) を参照してください。

※ 県ではコールセンター及び書類審査の業務を「イマジネーションライフ株式会社」に委託しています。委託業者から修正等の連絡が入る場合がありますので御承知おきください。(発信番号 050-6883-5014)

6 提出書類

(申請様式)

- ① 第1号様式 申請書兼実績報告書 (法人単位で1枚)
- ② 第1号様式別紙1 【申請・精算額一覧】 (法人単位で1枚)
- ③ 第1号様式別紙2 【個票】
- ④ 第1号様式別紙3 【銀行口座情報】 (紙申請の場合のみ)
- ⑤ 第1号様式別紙4 【役員等氏名一覧表】

(添付書類)

- ⑥ 任意様式の委任状 (申請者が法人代表者と異なる場合や振込先口座の名義が申請者ではない場合のみ)

7 問合せ先 (事業内容、申請手続に関すること。4月1日から)

サービス継続支援事業コールセンター

電話 050-6883-5014 (月曜日～金曜日 (祝日を除く) 9時30分～17時)

本通知については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますので、御確認ください。

(掲載場所)

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 令和7年度サービス継続支援事業

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=28&id=90965>

問合せ先

サービス継続支援事業コールセンター

電話：050-6883-5014 (平日9時30分～17時)